

松村文武・藤川清史著

『“国産化”の経済分析——多国籍企業の国際産業連関——』

(岩波書店, 1998年12月)

中 本 悟

I

本書は、国際経済研究者である松村文武氏と計量経済研究者である藤川清史氏の共同研究である。

松村氏には、すでに『現代アメリカ国際収支の研究』（東洋経済新報社, 1985年）を初めとする一連の緻密なアメリカ国際収支研究がある。松村氏の研究の特徴は、国際収支統計を独自の方法で分析したうえで、一つの現代世界経済像を描くところにある。細かな分析作業と大胆な現代資本主義論のビジョンとの結合が、氏の研究の真骨頂であり、これまでデータ分析に終らぬ論争的な著作を物してきた。共著者の藤川氏は、国連統計部の勤務の経験をもつ気鋭の計量経済分析の研究者である。

この二人が、それぞれの比較優位を生かしながら、「経済学の新しい分野に挑戦した研究」（まえがき）として、分業にもとづく協業の成果を問われたのが本書である。「経済学の新しい分野」とは何か。それは、松村氏が1988年秋にオーストラリアの日系自動車工場を調査した際に抱いた問題関心に端を発する。当時オーストラリア政府は、自動車の国産化を進めていたが、

それはオーストラリアの自動車資本による国産ではなく、外資系自動車資本による国産化（local contents）比率の向上が目標であった。そこで「現代における国産とは何か」、という問題に直面したというのである。そしてこの問題関心を共有し、その計量化を図ったのが藤川氏ということである。

本書誕生のきっかけは、上記の通りであるが、松村氏の従来の研究からすると、本書は新しい分野への挑戦であることは間違いない。豊かな研究歴をもつ松村氏が、最適の共同研究者の協力を得て、10年来抱いてきた問題に挑戦しようとする真摯な姿勢に共感を覚えるものである。

II

1. 本書の課題

最初に、本書全体の課題について確認しておこう。著者によれば、本書の課題は大きく言って次の三つにある（4～5ページ）。

第1に、国際的な「財・サービスと資本や技術の移動の激化による国産概念と国産化率の変容の解明」である。

第2に、国産概念の多面的な構成要素を分析して、「概念規定の経済学的内容とその政策的

意義の解明」が課題となる。具体的には、「財の原産地を決定する要素（財製造における実質的変更の付与国、ローカル・コンテンツ率、関税分類基準の変更）といったNAFTAやWTOの下で集大成される貿易財の国籍規定問題、つまり最新の原産地規則の内容を国産概念の現代的規定として考察する」。

第3に、国産化率の科学的な測定を行なう。これは、「生産力の国民（民族）国家別の世界的配置や序列を国産化率というタームを用いて摘出し、現代世界経済の物質的基層を解明するということである」。

これらの課題の解明を踏まえて、「現代資本主義における国産規定の具体的な要件を各種の原産地規則を例にとって詳細に検討し、その経済学的インプリケーション（含意）と国際商事法上の争点や各国の通商政策に及ぼす影響を考察しようとしている。つまり本研究は経済学と国際法に跨る学際的研究でもある」（5ページ）。

2. 各章の概要

本書は、以下のような構成から成っている。

- 第1章 国産化と国民化
- 第2章 多国籍資本主義への発展と国産概念
- 第3章 アジア太平洋地域における貿易と国際分業
- 第4章 主要国・主要地域の国産化率
- 第5章 主要国・主要地域の原産地規制
- 第6章 WTOにおける原産地規則と国際貿易投資論
- 第7章 国産の現代的含意
- 付論Ⅰ 産業連関表と産業連関分析
- 付論Ⅱ NAFTAにおける「原産地規則の定義」について

（なお、第1章と第2章、第5章から第7章

および付論Ⅱは松村氏の執筆担当で、その他の諸章は藤川氏の担当である。）

Ⅲ

1. 「国産」問題研究の現代的意義

まず第1章では、現代における「国産」問題の重要性が、オーストラリアの自動車の「国産化」政策とインドネシアの「国民車」（「ティモール」というブランド）計画を事例にして提起される。オーストラリアの「国産化」政策では、外資系自動車メーカーによる現地調達率の向上がその目的である。しかしインドネシアでは、インドネシア資本100%の企業によるオリジナル・ブランドの自動車生産が「国民車」計画である。自国の自動車産業育成策といっても、この二つのケースには大きな違いがある。

そこで松村氏は、現代における国産はかつてのように、「自国資本が自国労働者雇用し自国の原燃料と技術を用いて自国領土内において生産する様式」（「純粋国産」ともいう。3ページ）だけでは捉え切れなとする。「生産の多国籍的展開と資本所有の国際的拡散に起因する生産拠点の国際移動という、戦後の新しい世界経済段階」（12ページ）における国産を考えるには、直接生産過程国、技術の原産地、資本所有主体の国籍、といった3つの基準が必要だというのである。

第2章は、松村氏の現代資本主義に関するビジョンが積極的に主張されている。それは、「多国籍資本主義」論である。著者によれば、「多国籍資本主義とは、まず複数の現地企業国籍＝法人格を獲得した多国籍企業の在外子会社が存在すること、そして、それらが有機的な企業内国際分業体制（比較優位の内部化）を構築し、

全世界を視野に入れた国際経営活動によって経済グローバルイゼーションを達成した資本主義段階のことである」(33ページ)。

現代資本主義を多国籍資本主義と規定する著者の見解は、資本主義は産業資本主義段階、独占資本主義段階、第2次大戦後の多国籍資本主義段階、というような段階的發展を遂げてきたとする「資本主義の3重構造的発展」(34ページ)というグランド・セオリーに基いている。

そして著者によれば、多国籍資本主義段階では、勤労者もまた「世界化」を推進し、より大きな経済厚生を獲得と意思決定に参加し、さらには地球環境保護への貢献を国際的連帯によって強化すべきで、そうならば「国産化率の維持と向上による自立的民族経済の発展という『国民経済範疇』より発する目標は副次的なものになるというのである(36ページ)。

2. アジア太平洋地域の国産化率の 計量分析

第3章は、アジア太平洋地域における貿易と国際分業を計量経済学的に分析している。そこで使われたいくつかの指数とその結果を、簡単に紹介すると以下の通りである。

(1) 比較優位指数 各国の比較優位構造を示す比較優位指数によって、同地域における国際分業が経済発展とともに一部の財にのみ輸出が集中する特化型の比較優位構造から、輸出財が多様化する平準型の比較優位構造へと変化した。

(2) 競争力指数 アジアNIEs、アセアンでのこの指標を計測した結果、競争力をもつ財が一次产品中心から工業品へと多様化・高度化していることを明らかにした。

(3) 水平分業指数 機械産業などの技術集

約度の高い産業でも、アジアNIEsおよびアセアンと日本やアメリカ等先進国間との水平分業関係が形成されつつある。

(4) 相互依存指数 アジア太平洋地域では、NIEsやアセアンが海外経済との相互依存関係を強める傾向。NIEsは、一次産品と加工段階の生産を担うアセアンと高度加工生産の日本との中継地点の役割を果たした。

第4章は、産業連関表を使って、主要国・主要地域の国産化率をいくつかの国産化比率を指標にして計量分析する。ここでは3種類の国産化率が挙げられている。第1は、一般的な国産化率(自給率)であり、総需要に対する国産品の比率を指す。第2は、直接技術基準の国産化率であり、国内生産物価額に対する国産中間投入財と付加価値との合計の比率である。この指標からは、日米産業の直接技術基準の国産化率はともに高く、またアジアNIEsの国産化率も高まっており、産業の自立性の高まりが看取される。この比率はしばしば現地調達(local contents)率規制の指標として利用されるので、「政策的な国産化率」(104ページ)という性格をもつ。

第3は、付加価基準の国産化比率であり、直接技術基準の国産化率でいうところの国産の投入財のなかの原材料に含まれる輸入部分を、さらに非国産の生産要素とカウントするという、より厳密な国産化率である。これによれば、日本の天然資源の対外依存が高いため、日本の国産化比率はアメリカよりも低くなる産業もある。

以上の計量分析それ自体は煩雑な作業であるが、第3章と第4章なかでは、その結果が視覚的にも分かりやすいように工夫されており、またその論旨も明解である。約言すれば、アジア太平洋地域における国際分業と経済的相互依存関係の高度化と深化が進み、しかもそれを担っ

たのが、多国籍企業であったという点を説得的に実証したといえよう。

3. 原産地規制と現代通商体制

中継貿易の発展や多国籍企業による企業内国際分業の拡大など、複雑になる現代世界貿易のなかで原産地問題もまた重要になっている。関税の賦課や途上国からの輸入品に対する特惠措置を講ずるに当たって、原産地の特定は重要な政策問題になるからである。現にアメリカの貿易赤字相手国として日本に次ぐ規模の中国との間では、中米貿易摩擦が生じているが、そのなかではアメリカの原産地規則と中国側の主張との間で食い違いがある。中国側の主張に基づけば、中国の対米輸出のかなりの部分は香港や台湾からの輸出になるのである。

第5章では、このような貿易摩擦問題ともなっている原産地問題を図示したうえで、日本、アメリカ、EUの原産地規則を解説している。また、NAFTAの原産地規則について、取引価額方式と純費用方式とを比較検討したうえで、自動車の場合には純費用方式による現地調達率が義務づけられたことの経済的意味を明らかにしている。NAFTAにおける自動車の原産地規則の作成は、北米3カ国間の通商交渉の大きな争点であったが、これほど詳しい経済学的な分析は類書にはないだろう。

第6章では、WTOにおける原産地規則の検討を行なっている。WTOの原産地規則の基本は、「完全生産基準（純国産品）」と「関税番号変更基準」である。そして各国の原産地規制が異なっている現状では、それらのハーモナイゼーションが必要である。このハーモナイゼーション自体はテクニカルな作業であるが、原産地規則の内容如何によっては、貿易や投資の流れが変

わるため、各国間で利害得失が生じることを明らかにしている。

第7章では、国産化比率の傾向的低下の経済学的な意味を、「現代資本主義の生産の統合と融合の高度化」であり、したがってまた「均衡ある再生産構造を有する国民経済や、かかる自己完結的な国民経済の集合体としての世界経済」という概念が、すでに過去のものになりつつあることを実証的に明示」している点に求めている（217-218ページ）。また、WTOにおける原産地規則のハーモナイゼーションに関連して、WTOの発足を「秩序ある自由貿易段階の到来」、「国家主権とりわけ関税自主権の国際機構への移譲の開始」（232ページ）とみなしている。

IV

以上のように、本書はアジア太平洋地域の国産化率を計量分析した前半部分と各国、NAFTAおよびWTOにおける原産地規則を分析し、それに基づいて現代世界経済と現代国際通商体制のビジョンを展開した後半部分に大別できる。これにしたがって、本書についてコメントを加えてみよう。

まず評価すべき本書の積極的な意義は、以下の諸点にある。第1に、いくつかの指標によってアジア太平洋地域の国際分業と相互依存関係を明らかにした。また、国際産業連関表分析により、多国籍企業をその担い手とする同地域における国際分業関係を、いっそう精緻な付加価値レベルでの国際分業関係として提示したことである。ここに、従来のような貿易と直接投資の依存関係の提示に留まらない積極的な意義がある。

第2に、各国、NAFTA、WTOなどにおける

原産地規則の精緻な比較分析である。概して言えることであるが、経済研究者は経済政策や経済制度の根拠法を研究することはほとんどない。しかし、政策を評価したり、オルタナティブな政策を提起するためには、それらの根拠となる法律やルールの正確な理解は不可欠である。この作業は、経済研究者にとって困難極めることは、本書の付論ⅡのNAFTAにおける原産地規則の翻訳を一瞥するだけで容易に理解できよう。この点でも、本書の意義は大きい。

第3に、原産地規則の解説または国産化比率の計測という作業のうえに、それらの経済学的な意味を明らかにした点である。原産地規則それ自体はテクニカルであるが、現地調達規制（ローカル・コンテンツ規制）となれば、それは通商戦略の一部となる。それは「政策的な国産化率」（104ページ）となるのである。

本書では国産化比率の傾向的低下を、多国籍企業のグローバル生産による「現代資本主義の生産の統合と融合の高度化」（217ページ）として一般化し、法則化し、自説の多国籍資本主義論を展開する根拠としている。また、WTOにおける原産地規則のハーモナイゼーションを「秩序ある多国籍資本主義」への嚆矢だと展望している。

本書の後半部分では、国産ないしは原産地に関する経済分析を基礎に、現代世界経済論が展開されている。大いにプロボカティブなところであるが、論理の飛躍が見受けられるように思われる。最後にその点について、評者の積極的な意見表明は抑えつつ、いくつか指摘をしておきたい。

第1に、多国籍資本主義概念についてである。著者のいう「資本主義の3重構造的発展」（34ページ）についてはいま措くとしても、著者は

現代を「多国籍企業の経済活動における実質的な超国家性と、法形式としての国籍性つまりナショナルな枠組みとがせめぎ合っている」段階とみなす（231ページ）。それは、実態としては多国籍企業の超国籍化が進んでいるが、他方では多国籍企業は進出先の商法に基づき、現地法人格を取得し、これによって多国籍企業も進出先で内国民待遇を享受し、法的差別を受けることなく自由に経済活動ができるからだとする（229-230ページ）。

なるほど多国籍企業は現地法人格の取得によって、「複数国籍の取得」（230ページ）となり、それぞれの進出先国内で内国民待遇を享けるが、このことは何も多国籍企業が資本として「実質的な超国家性」をもつわけではない。むしろ逆である。貿易の自由化、投資の自由化、知的所有権の保護、現地法人格の取得、企業法人としての「複数国籍の取得」、内国民待遇などは多国籍企業の資本としての本来的な要求であり、したがってまたそのための国際経済秩序は、それぞれの多国籍企業の本社が国籍を有する本国の政府（国家）間による交渉において形成されてきたのである。多国籍企業のグローバル活動自体が、本社の存する本国国家によって媒介されて実現している点を見る必要がある。

第2に、上の系論として出てくるものであるが、「国民経済の黄昏」論である。本書が分析したように、国産化率の低下は各国民経済の相互依存関係の深化を意味し、そう言ってよければ、それは「国民経済の黄昏」である。貿易と投資の自由化は、ある段階で国民国家のもとで形成されていたある一定の再生産体系を破壊し、著者が言う「生産の統合と融合の高度化」を進める。したがって評者は、筆者の「自立国民経済論」批判に同意する。しかしだからといって、

このことは国家の黄昏ではない。貿易と投資の自由化を進めるために、またそれに反対する自由化弱者が反自由化勢力として台頭しないよう社会政策や調整策によって対応するために、国家はまさに必要なのである。

第3に、WTOを「超国籍的な機関の嚆矢」とする見解についてである。確かにWTOは、アメリカの301条による一方的な制裁措置を禁止し、紛争処理手続きを確立した。しかしアメリカの立場は、WTOの紛争処理手続きは、「301条の国際的普遍化」だと見なしているし、今年の年頭にはすでにスーパー301条を復活させている。また原産地規則のハーモナイゼーションについて言えば、それ自体は自由な貿易のためのテクニ

カルな条件である。当然ながら多角的交渉によって決める外ないのであるが、そのことは何も「国家主権とりわけ関税自主権の国際機構への移譲の開始」ではない。むしろ逆である。各国の関税自主権があるからこそ、自国の国益に有利なように多角的交渉を行なおうとするのである。したがってまたその調整に時間を要するのである。

以上のコメントは、評者の関心に引き寄せ過ぎたことを恐れるものである。多くの国際経済研究者、および国際法や国際政治学の研究者によって、この労作が議論されることを願うものである。

(大阪市立大学経済研究所 助教授)